

One国際分散投資戦略ファンド(目標リスク8%)＜DC年金＞
愛称:THE GRiPS 8%＜DC年金＞

一般社団法人投資信託協会分類:追加型投信／内外／資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

1.基本方針

信託財産の成長を図ることを目的として、運用を行います。

2.投資態度

①国内外の複数の資産に分散投資を行います。

・Oneグローバル・リスクファクター・パリティ戦略マザーファンド(以下「GRiPSマザーファンド」といいます。))を通じて、主として世界(日本を含む)の株式、債券、通貨、商品等に実質的に投資を行います。

・運用にあたっては、株価指数先物取引、債券先物取引、商品先物取引、スワップ取引、指数に連動する投資成果をめざす上場している投資信託証券(ETF)および為替予約取引等を活用します。

・ポートフォリオの構築にあたっては、上記の先物取引や為替予約取引等の買建て(ロング)ポジションおよび売建て(ショート)ポジションを組み合わせ、これらの取引の絶対値の合計が信託財産の純資産総額の10倍程度の範囲内で運用を行います。
 ※先物取引とは、将来の売買をあらかじめ現時点で約束する取引であり、買建て・売建ての取引が可能ことや、レバレッジにより少ない金額でより大きな投資が可能といった特徴があります。(先物取引、レバレッジについては、補足(ア)(イ)をご参照ください。)

・為替予約取引等については、収益を追求する目的で活用するほか、実質的な組入外貨建資産の為替ヘッジ目的でも利用します。

投資対象例

株式	債券	為替	商品
日本 米国 欧州 英国 カナダ 等	日本 米国 ドイツ 英国 カナダ 等	米ドル ユーロ 英ポンド カナダドル 等	天然ガス 原油 小麦 金 等

※GRiPSマザーファンドの運用にあたっては、株式、債券、商品は先物取引、スワップ取引等、為替は為替予約取引、スワップ取引等を活用します。また、ETFに投資する場合があります。

※上記資産はイメージです。投資する資産は上記に限られるものではありません。また、上記すべての資産に投資するものでもありません。

②基準価額の変動リスク*1を年率8%程度*2に抑えつつ、中長期的にリスク水準と同程度のリターン(信託報酬控除前)*3の獲得をめざして、運用を行います。

・GRiPSマザーファンドにおいては、基準価額の変動リスクが年率8%程度*2となるよう、ポートフォリオを構築します。各市場および各通貨への投資比率は、統計的手法を用い、資産価格に影響を与える複数のリスク要因を抽出したうえで、各要因からファンドが受ける影響が均等になるように、月次で決定します。(資産配分比率の決定の詳細については、補足(ウ)をご参照ください。)

・当ファンドにおいては、基準価額の変動リスクが年率8%程度*2となるよう、GRiPSマザーファンド、DIAMマネーマザーファンドおよび短期金融資産の組入比率を日次で調整します。ただし、投資環境によっては、DIAMマネーマザーファンドの組入れを行わない場合があります。

*1:基準価額の変動の大きさ(標準偏差)を表し、この値が小さいほど、基準価額の変動が小さいことを意味します。当ファンドでは、これを「目標リスク」と表することがあります。

*2:本数値は中長期的なリスク水準の目標値であり、常にリスク水準が一定であること、あるいは目標値が達成されることのいずれをも約束するものではありません。

*3:リターンは信託報酬控除前の水準であり、一定水準のリターンが達成されることを約束するものではなく、実際の運用成績がマイナスとなる可能性があります。

※GRiPSマザーファンドにおける資産配分比率の決定ならびにファンドにおける組入比率の調整にあたっては、アセットマネジメントOne U.S.A.・インクの投資助言を活用します。

◆GRiPSとは、Global Risk-factor Parity Strategyの略で、国際分散投資戦略を示します。

2.主要投資対象

当ファンドはOneグローバル・リスクファクター・パリティ戦略マザーファンド、DIAMマネーマザーファンドおよび短期金融資産を主要投資対象とします。

・Oneグローバル・リスクファクター・パリティ戦略マザーファンド:
 世界(日本を含む)の株価指数先物、債券先物、商品先物、スワップ取引、指数に連動する投資成果をめざす上場している投資信託証券(ETF)および為替予約取引を主要投資対象とします。

・DIAMマネーマザーファンド:
 国内発行体の公社債、転換社債、ユーロ円債、資産担保証券ならびにCD、CP、コールローン等の国内短期金融資産を主要投資対象とします。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「One国際分散投資戦略ファンド(目標リスク8%)＜DC年金＞ 愛称:THE GRiPS 8%＜DC年金＞」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を開東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、債券、株式、不動産投資信託証券(リート)など値動きのある有価証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。

One国際分散投資戦略ファンド(目標リスク8%)＜DC年金＞
愛称:THE GRIPS 8%＜DC年金＞

一般社団法人投資信託協会分類:追加型投信／内外／資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません**3.主な投資制限**

- ・各マザーファンドへの投資割合には、制限を設けません。
- ・株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ・外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ・マザーファンド以外の投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ・デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定しません。
- ・商品投資等取引の利用はヘッジ目的に限定しません。
- ・商品現物への投資(商品先物取引等の現物受渡し決済に伴う保有を含みます。)は行いません。
- ・外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

4.ベンチマーク

ベンチマークは設けません。当ファンドのコンセプトに適した指数が存在しないため、ベンチマーク及び参考指標を定めておりません。

5.信託設定日

2020/5/13

6.信託期間

無期限

7.償還条項

次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了(繰上償還)することがあります。

- ・信託契約を解約することが受益者のために有利であると認める場合
- ・当ファンドにおいて純資産総額が30億円を下回ることとなった場合
- ・やむを得ない事情が発生した場合

8.決算日

毎年6月8日(休業日の場合は翌営業日)

9.信託報酬

ファンドの日々の純資産総額に対して年率1.10%(税抜1.00%)

内訳(税抜)

委託会社:年率 0.485%
販売会社:年率 0.485%
受託会社:年率 0.030%

委託会社の信託報酬には、当ファンドおよびOneグローバル・リスクファクター・パリティ戦略マザーファンドの投資顧問会社(アセットマネジメント One U.S.A.・インク)に対する投資顧問報酬が含まれます。

①当ファンドに対する投資顧問報酬:当ファンドの純資産総額に対して、以下の料率を乗じた額

・年率0.02425%

②Oneグローバル・リスクファクター・パリティ戦略マザーファンドに対する投資顧問報酬:当ファンドの信託財産に属する当該マザーファンドの時価総額に対して、以下の料率を乗じた額

・年率0.21825%

10.信託報酬以外のコスト

その他の費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。

- ・組入価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料
- ・信託事務の処理に要する諸費用
- ・外国での資産の保管等に要する費用
- ・監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用 等

監査費用は毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(休業日の場合は翌営業日)および毎計算期末または信託終了のとき、その他の費用等はその都度ファンドから支払われます。

※これらの費用等は、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率・上限額等を示すことができません。

※上場投資信託(ETF)は市場の需給により価格形成されるため、上場投資信託(ETF)の費用は表示しておりません。

11.お申込単位

1円以上1円単位

12.お申込価額

購入申込受付日の翌営業日の基準価額

13.お申込手数料

ありません。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「One国際分散投資戦略ファンド(目標リスク8%)＜DC年金＞ 愛称:THE GRIPS 8%＜DC年金＞」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を開東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、債券、株式、不動産投資信託証券(リート)など値動きのある有価証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。

One国際分散投資戦略ファンド(目標リスク8%)＜DC年金＞
愛称:THE GRIPS 8%＜DC年金＞

一般社団法人投資信託協会分類:追加型投信／内外／資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

14.ご解約価額

換金申込受付日の翌営業日の基準価額

15.信託財産留保額

ありません。

16.収益分配毎決算日に、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。
※収益分配金は自動的に全額再投資されます。**17.申込不可日**

以下のいずれかに該当する日には、購入・換金のお申込みの受付を行いません。

- ・ニューヨーク証券取引所の休業日
- ・ロンドン証券取引所の休業日
- ・フランクフルト証券取引所の休業日
- ・ニューヨークの銀行の休業日
- ・ロンドンの銀行の休業日

商品市場、外国商品市場または金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消す場合があります。また、確定拠出年金制度上、購入・換金のお申込みができない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

18.課税関係

確定拠出年金の加入者におかれましては、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

19.損失の可能性

当ファンドは、デリバティブ取引等を通じて、世界(日本を含む)の株式、債券、通貨、商品等の値動きのある資産等(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、当ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

20.セーフティーネットの有無

投資信託は、預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。

21.持分の計算

解約価額×保有口数

注:解約価額が10,000口あたりで表示されている場合は10,000で除して下さい。

22.委託会社アセットマネジメントOne株式会社
(ファンドの運用の指図を行う者)**23.受託会社**みずほ信託銀行株式会社
(ファンドの財産の保管および管理を行う者)**24.基準価額の主な変動要因**

○市場(価格変動)リスク

投資する資産の価格変動は、基準価額に影響をおよぼす場合があります。

当ファンドは実質的にデリバティブ取引等を通じて、世界(日本を含む)の株式、債券、通貨、商品等の値動きのある資産等に投資を行います。株式の価格は、国内外の政治・経済・社会情勢の変化、発行企業の業績・経営状況の変化、市場の需給関係等の影響を受け変動します。債券の価格は、金利変動等の影響を受けます。また金利変動は、債券・株式・通貨および商品等の各資産への投資の相対的魅力度を変化させるため、金利変動により各資産の市場の間で資金移動が起こる場合があります。

商品(コモディティ)価格は、商品の需給関係の変化、為替、金利の変化等様々な要因で変動します。

これらの資産は、上記などの影響を受け価格が変動するため、当ファンドの基準価額はその影響を受け、下落することがあります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「One国際分散投資戦略ファンド(目標リスク8%)＜DC年金＞ 愛称:THE GRIPS 8%＜DC年金＞」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、債券、株式、不動産投資信託証券(リート)など値動きのある有価証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。

One国際分散投資戦略ファンド(目標リスク8%)＜DC年金＞
愛称:THE GRIPS 8%＜DC年金＞

一般社団法人投資信託協会分類:追加型投信／内外／資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

○デリバティブ取引等に関するリスク

デリバティブ取引等は、基準価額に大きな影響をおよぼす場合があります。

当ファンドでは、実質的に株価指数先物・債券先物・商品先物や為替予約等のデリバティブ取引等を使用し、買建てポジションおよび売建てポジションを組み合わせ、その絶対値の合計が、信託財産の純資産総額の10倍程度の範囲内で運用を行います。このため、基準価額は株式市況、債券市況、商品市況および為替の変動の影響を大きく受ける場合があり、取引の内容によっては、投資対象となる原資産以上の値動きをすることがあります。また、各資産において買建てポジションと売建てポジションの両建てを行うなど多様な建玉(ポジション)をとることがあり、投資する資産の価格が上昇した場合でも、当ファンドの基準価額の上昇率がそれに追いつかないこと、あるいは基準価額が下落することがあります。なお、当ファンドは、実質的にスワップ取引を行うため、金利の動きや発行体のクレジット動向等の影響を受けます。デリバティブ取引等においては、取引相手先の倒産等による契約不履行リスクを伴います。

○資産配分リスク

資産配分比率が高い資産の価値の変動等は、基準価額に影響をおよぼす場合があります。

投資に際して資産配分を行う場合には、一般に当該資産への資産配分の比率に応じて、投資全体の成果に影響をおよぼします。当ファンドは、基準価額の変動リスクが一定程度となるよう統計的手法を用い、実質的に株式、債券、通貨および商品等に資産配分を行いますが、収益率の悪い資産への配分比率が大きい場合等には、目標とする変動リスク以上に基準価額が変動する場合があります。

○為替変動リスク

収益追求目的で為替予約取引等を行うため、為替変動の影響を受け、基準価額が変動する可能性があります。また、為替ヘッジを行っても円高による影響を完全には排除できません。

為替相場は、各国の政治情勢、経済状況等の様々な要因により変動し、外貨建資産の円換算に影響をおよぼします。当ファンドは、実質的に収益を追求する目的で為替予約取引等を行うため、為替変動の影響を受け、基準価額が変動する可能性があります。実質組入外貨建資産について、為替リスクの低減をめざし為替ヘッジを行った場合でも、為替リスクを完全に排除できるものではなく為替相場の影響を受ける場合があります。また、為替ヘッジには円金利がヘッジ対象通貨の金利よりも低い場合、その金利差相当分程度のコストがかかることにご留意ください。

○金利変動リスク

金利の上昇は、基準価額の下落要因となる可能性があります。金利の変動は、債券等の価格に影響をおよぼします。金利の上昇は、一般に債券の価格を下落させ、基準価額が下落する要因となります。当ファンドではDIAMマネー・マザーファンドを通じ、または直接、債券等に投資を行うことがあり、この場合、債券等の価格が下落し、基準価額を下落させる要因となる可能性があります。

○流動性リスク

投資資産の市場規模が小さいことなどで希望する価格で売買できない場合は、基準価額の下落要因となります。有価証券等を売却または取得する際や、デリバティブ取引等を行う際に市場規模や取引量、取引規制等により、その取引価格が影響を受ける場合があります。一般に市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合には、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないことや、値動きが大きくなることがあり、基準価額に影響をおよぼす要因となります。

○信用リスク

投資する有価証券の発行者の財政難・経営不安・倒産等の発生は、基準価額の下落要因となります。

有価証券等の価格は、その発行体に債務不履行等が発生または予想される場合には、その影響を受け変動します。当ファンドが実質的に投資する株式・債券の発行者が経営不安・倒産に陥った場合、またこうした状況に陥ると予想される場合等には、株式・債券の価格が下落したり、その価値がなくなることがあり、基準価額が下落する要因となります。

○カントリーリスク

投資する国・地域の政治・経済の不安定化等は、基準価額の下落要因となります。

投資対象国・地域の政治経済情勢、通貨規制、資本規制、税制、また取引規制等の要因によって資産価格や通貨価値が大きく変動する場合があります。海外に投資する場合には、これらの影響を受け、基準価額が下落する要因となります。当ファンドは実質的に新興国にも投資を行います。新興国の経済状況は、先進国経済と比較して一般的に脆弱である可能性があります。そのため、当該国のインフレ、国際収支、外貨準備高等の悪化等が株式市場や為替市場におよぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、政府当局による海外からの投資規制や課徴的な税制、海外への送金規制等の種々の規制の導入や政策の変更等の要因も株式市場や為替市場に著しい影響をおよぼす可能性があります。

<その他の留意点>

○当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

○当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、すでに受付けた換金のお申込みの受付が取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

○有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。

○当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。当該方式は、運用の効率化に資するものですが、一方で、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドに対し、他のベビーファンドにより多額の追加設定・一部解約等がなされた場合には、マザーファンドにおける売買ならびに組入比率の変化等により、当ファンドの基準価額や運用が影響を受ける場合があります。

○当ファンドの収益配分金は、収益配分方針に基づいて委託会社が決めますが、委託会社の判断により、分配を行わないことがあります。

○資金動向、市況動向等によっては、投資態度にしたがった運用ができない場合があります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「One国際分散投資戦略ファンド(目標リスク8%)＜DC年金＞ 愛称:THE GRIPS 8%＜DC年金＞」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を開東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、債券、株式、不動産投資信託証券(リート)など値動きのある有価証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。

One国際分散投資戦略ファンド(目標リスク8%)<DC年金>
愛称:THE GRIPS 8%<DC年金>

一般社団法人投資信託協会分類:追加型投信/内外/資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

補足(ア):先物取引についてもう少し詳しく教えてください。

→ 将来の売買についてあらかじめ現時点で約束する取引のことです。

- 先物取引とは、あらかじめ定めた期日に、決めた価格で売買できる取引のことを言います。株価指数や債券、商品など様々な投資対象を原資産として取引できます。
- 当ファンドでは、様々な国や地域の株式・債券・商品等に投資を行います。それらを機動的かつ効率的に行うために先物取引を活用します。先物取引の価格の動きは現物市場とほぼ同じです。また、流動性も豊富で、最低取引金額も現物と比べて少なく、機動的な運用に適した市場といえます。

現物取引との違い

先物活用のメリット

●取引できる時間が決まっている

先物取引では、取引の期日があり、期間内であればいつでも売買できますが期限になると自動的に決済されます。

●「買建て」だけでなく「売建て」も選べる

先物取引では、相場が下落すると予想した時には「売建て」の取引をすることができます。

●取引には証拠金が必要

先物取引では、「証拠金」という担保を差し入れることで取引を行います。証拠金の金額に対してより大きな金額で取引を行うことも可能で、これをレバレッジと呼びます。例えば、10万円の証拠金で100万円分の取引を行う場合、レバレッジは10倍となります。

値動きは現物と
ほぼ同じ

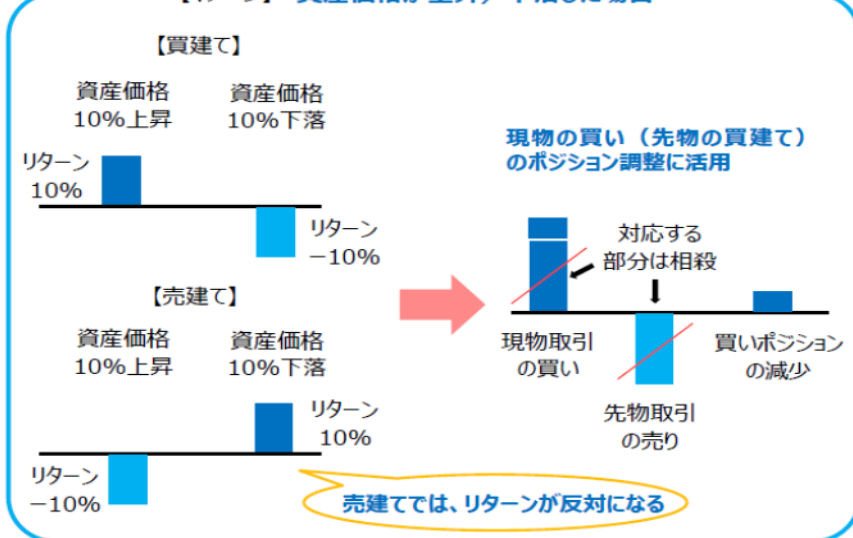
流動性が
高い

取引金額が
小さい

→ リスクのコントロールを行うために先物取引を活用します。

- 先物取引の売建ては、資産価格の上昇局面ではマイナスリターンとなりますが、資産価格の下落局面ではプラスリターンとなります。当ファンドではこの売建てを活用することで、現物の買い(先物の買建て)を実質的に相殺、リスクを低減させることをめざします。

【イメージ】 資産価格が上昇/下落した場合



■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「One国際分散投資戦略ファンド(目標リスク8%)<DC年金> 愛称:THE GRIPS 8%<DC年金>」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を開東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■本頁は、One国際分散投資戦略ファンド(目標リスク8%)<DC年金> 愛称:THE GRIPS 8%<DC年金>のファンド概要をご理解いただくための一助として作成したものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、債券、株式、不動産投資信託証券(リート)など値動きのある有価証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。

One国際分散投資戦略ファンド(目標リスク8%)＜DC年金＞
愛称:THE GRIPS 8%＜DC年金＞

一般社団法人投資信託協会分類:追加型投信／内外／資産複合

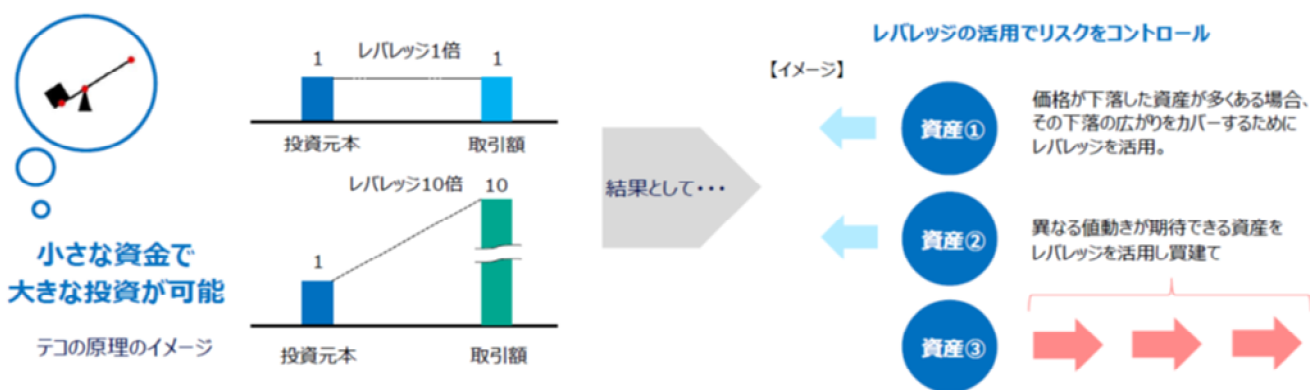
本商品は元本確保型の商品ではありません

補足(イ):レバレッジについてももう少し詳しく教えてください。

→ 投資額以上の取引を、借入などを活用して行うことです。

●小さな力で大きなものを動かすことができる意味から「テコの原理」に例えられます。資産運用ではファンドの純資産以上の取引を行うことを指しますが、ポジションの追加構築や異なる値動きの資産の売建てなど、様々な目的で活用されています。

●当ファンドは、価格変動要因からファンドが受ける影響を均等にし、徹底した分散を行います。また、分散効果を最大限に引き出し、幅広く収益源をとらえるため、先物市場で買建て売建てを行い、レバレッジ手法を活用していますが、投機目的で使用することはありません。また、当ファンドには目標リスクが設定されており、過度な値動きを抑えるようになっています。



■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「One国際分散投資戦略ファンド(目標リスク8%)＜DC年金＞ 愛称:THE GRIPS 8%＜DC年金＞」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■本頁は、One国際分散投資戦略ファンド(目標リスク8%)＜DC年金＞ 愛称:THE GRIPS 8%＜DC年金＞のファンド概要をご理解いただくための一助として作成したものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、債券、株式、不動産投資信託証券(リート)など値動きのある有価証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。

One国際分散投資戦略ファンド(目標リスク8%)<DC年金>
愛称:THE GRIPS 8%<DC年金>

一般社団法人投資信託協会分類:追加型投信/内外/資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

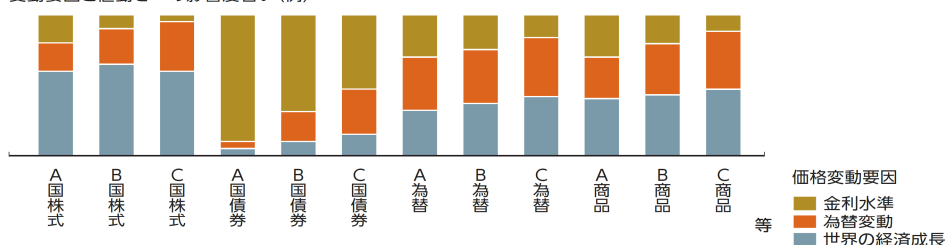
補足(ウ):当ファンドの資産配分比率の決定方法についてもう少し詳しく教えてください。

→ 多岐にわたる資産に分散投資しつつ、機動的に資産配分比率を変更します。

- Oneグローバル・リスクファクター・パリティ戦略マザーファンド(GRIPSマザーファンド)においては、基準価額の変動リスクが年率8%程度となるよう、ポートフォリオを構築します。
- 複数の資産に分散投資するとともに、投資対象資産の価格が何に影響を受けるかという「価格変動要因(リスク要因)」をとらえ、その要因からファンドが受ける影響が均等になるような資産配分を行います。
- 各市場および各通貨への投資比率は、統計的手法を用い、資産価格に影響を与える複数のリスク要因を抽出したうえで、各要因からファンドが受ける影響が均等になるように、月次で決定します。

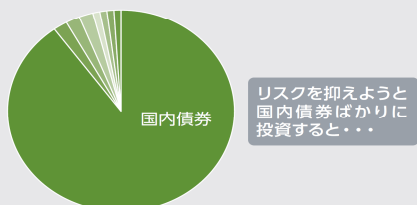
資産配分比率決定のイメージ

変動要因と値動きへの影響度合い(例)

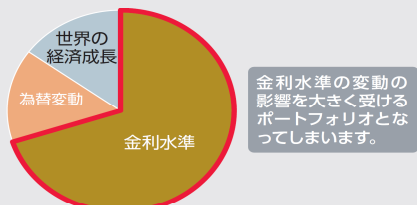


価格変動要因を考えずに
投資対象資産を配分した場合

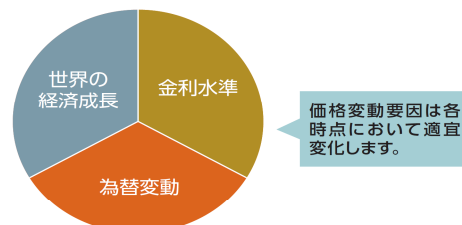
資産配分



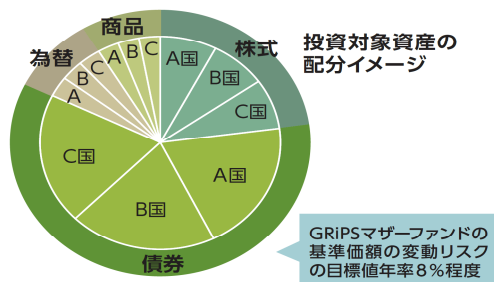
価格変動要因



変動要因からファンドが
受ける影響を均等に配分



上記の配分から最適と判断される
資産配分比率および通貨配分比率を決定



※上記はGRIPSマザーファンドの資産配分比率決定のイメージです。投資する資産は上記に限られるものではありません。また、上記すべての資産に投資するものでもありません。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「One国際分散投資戦略ファンド(目標リスク8%)<DC年金> 愛称:THE GRIPS 8%<DC年金>」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を開東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■本頁は、One国際分散投資戦略ファンド(目標リスク8%)<DC年金> 愛称:THE GRIPS 8%<DC年金>のファンド概要をご理解いただくための一助として作成したものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、債券、株式、不動産投資信託証券(リート)など値動きのある有価証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。